

生活習慣病対策強化研修業務 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「生活習慣病対策強化研修業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
生活習慣病対策強化研修業務
- (2) 業務の内容
生活習慣病対策強化研修業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 予算限度額
5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「99 その他」・小分類「12 研修業務」で登録があり、かつ等級格付が「特A」で登録されている者であること。
- (3) この手続の開始の日から令和7年6月24日（火）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 過去に糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組む市町保健師等を対象とした保健指導に関する講義・研修業務を実施した実績があること。

4 応募手続等

- (1) 参加表明書の提出
 - ア 提出様式 様式第1号及び様式第1号別添資料（参加表明書及び会社概要）
 - イ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールによること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
 - ウ 提出場所 「6 問い合わせ・提出場所」のとおり。
 - エ 提出期限 令和7年6月9日（月）午後5時（必着）
- (2) 質問の受付及び回答
 - ア 質問様式 様式第2号（質問書）
 - イ 提出方法 (1) イに同じ
 - ウ 提出場所 (1) ウに同じ
 - エ 提出期限 (1) エに同じ
 - オ 回答期限 令和7年6月13日（金）午後5時
 - カ 回答方法 参加表明書を提出した事業者に対し、電子メール又はFAXで送信
- (3) 提案書及び参考見積書の提出
 - ア 提案書 様式は自由とし、生活習慣病対策強化研修業務委託仕様書に基づき、事業の実施体制、実施方針、内容、スケジュール等について、企画提案を行うこと。
※ サイズは原則A4（A3折込可）とする。
 - イ 参考見積書 経費の算出根拠がわかるよう適宜細目を設けるものとする。なお委託料は、研修実績に応じて支払うため、参加者1人当たりの単価等を示すこと。

- ウ 提出部数 提案書 7 部、参考見積書 1 部
 エ 提出方法 持参、又は郵送により提出すること。
 オ 提出場所 「6 問い合わせ・提出場所」のとおり。
 カ 提出期限 令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午後 5 時必着

(4) 審査

- ア 審査方法 山口県医務保険課内に設置する審査委員会において、提出された提案書により、イの審査基準に基づいて審査を行い、最も高い評価を得たものを委託候補者として特定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

- イ 審査基準 審査項目及び配点は次のとおり

審査項目	配点	審査事項
業務執行体制	5	①業務を執行するための管理運営、組織体制が整っているか。
	5	②過去 3 年間の同種又は類似の実績があり、その内容から本事業の遂行能力が認められるか。
	5	③情報セキュリティを確保するための手段を有しているか。
専門性	5	④業務を担う専門的知識や技術を有しているか
	5	⑤生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防に係る国の動向を踏まえ、本県の現状、課題を理解しているか。
	5	⑥山口県における、各市町国保の取組状況を踏まえて構築した内容であるか。
事業の実施方針	1 5	⑦研修を実施する上での基本的な考え方が、明確かつ具体的に提案されており、実現可能なスケジュールが適切に組まれているか。
	1 5	⑧研修内容やテキスト、研修画面は、受講者が受講しやすく、理解・習得しやすい工夫がされているか。
	1 5	⑨研修講師に関して、十分な知識及び経験を有する者を略歴、資格、実務経験等に照らして選定しているか。
	1 5	⑩E ラーニングサイト等を利用し、県が受講者の経過状況を把握でき、かつ全ての受講者が受講を完了できるような工夫がなされているか。
経費	1 0	⑪経費の見積は予算の範囲内で、積算根拠は適正な算出方法となっているか。
計	1 0 0	

- ・審査委員が各審査事項について 5 段階で評価する。
- ・合計点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。
- ・審査委員の採点の合計が、配点の合計値の 6 割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・応募者が 1 者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案者を委託候補者とする。
- ・最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- ・同点の場合は、価格（見積書）により判断する。

(5) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・応募資格のない者が提案した場合
- ・提出された参考見積書（消費税及び地方消費税含む。）が、前記 2（4）で定める予算限度額の上限額を超える場合

- ・定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・提案書類等に虚偽の記載内容があった場合
- ・応募要項に違反または著しく逸脱した場合
- ・その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があった場合

(6) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、令和7年6月下旬頃に書面で通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

(7) 契約

前記4(4)により審査委員会が特定した者から見積書を徴収し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、選定は、提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合がある。協議が整わない場合は、次点のものと協議を開始する。

5 その他

- (1) 提案は1社1案とする。
- (2) 提案書の作成等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 審査に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しないものとし、また、提出された提案書の訂正、差し替えは認めない。

6 問い合わせ・提出場所

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部医務保険課保険指導班 担当：佐藤
TEL (083)933-2825
FAX (083)933-2939
Email al5100@pref.yamaguchi.lg.jp

参考 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期 日 等
プロポーザル参加表明書の提出期限	令和7年6月 9日 (月) 午後5時
質問書の受領期限	6月 9日 (月) 午後5時
質問書への回答期限	6月13日 (金) 午後5時
提案書類の受領期限	6月24日 (火) 午後5時
審査結果の通知	6月下旬頃